

資料1 自己申告調査結果表

1 検索

(左:件数/右:人数)

対象者	評価	A 業務外								B 研修として許容されると誤信していた		C 業務上許されると誤信していた								合計				
		小計		内訳						小計		小計		内訳				小計						
		のべ数	実人数	a 興味本位	b 個人的利用	c 外部監察チームが業務外が相当とするもの				のべ数	実人数	のべ数	実人数	a 市民からの問い合わせ	b 住民基本台帳事務等他業務	c システム稼働確認	d その他	のべ数	実人数					
I	① 著名人	8	7	6	6	0	0	2	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	9	8	8
	② 不特定者	2	2	2	2	0	0	0	0	50	49	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	53	52	46
	③ 特定市民	0	0	0	0	0	0	0	0	20	19	6	5	2	2	4	3	0	0	0	0	26	24	19
	④ 職員・知人	34	17	20	9	0	0	14	8	2	2	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	37	20	19
	⑤ 親族	13	11	4	3	9	8	0	0	22	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35	29	20
	小計	のべ数	57	37	32	20	9	8	16	9	94	88	9	8	4	4	4	3	0	0	1	1	160	133
	実人数	-	28※	-	13	-	8	-	9	-	60	-	8	-	4	-	3	-	0	-	1	-	83	-
II	⑥ 本人	26	25	5	5	21	20	0	0	96	93	6	6	4	4	0	0	2	2	0	0	128	124	114
	⑦ 直系尊属・卑属	37	32	8	8	29	24	0	0	54	49	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	91	81	58
	⑧ 配偶者	1	1	1	1	0	0	0	0	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	10	7
	小計	のべ数	64	58	14	14	50	44	0	0	159	151	6	6	4	4	0	0	2	2	0	0	229	215
	実人数	-	40	-	9	-	33	-	0	-	103	-	6	-	4	-	0	-	2	-	0	-	138	-
合計	のべ数	121	95	46	34	59	52	16	9	253	239	15	14	8	8	4	3	2	2	1	1	389	348	-
	実数(計)	-	58	-	18	-	37	-	9	-	145	-	14	-	8	-	3	-	2	-	1	-	190	-

※ 28人中3人は依頼に基づき検索のため、プライバシーの侵害度は低い。(ただし、うち1人は④職員・知人の戸籍を検索)⇒プライバシーの侵害度が高い検索を行った職員は28人

【凡例】

1 対象者について

- ※② 「不特定者」とは、戸籍データベースに登録された大阪市に本籍を有する者から、生年月日等によって無作為に選択された者をいう。
- ※③ 「特定市民」とは、戸籍データベースに登録された大阪市に本籍を有する者から、任意に選択された者をいう。
- ※④ 「職員、知人等」とは、閲覧等をした職員の上司や同僚、知人、友人をいう。
- ※⑤ 閲覧等をした職員が戸籍法上で理由を問わずに戸籍の証明書の交付の請求が不可能な親族をいう。
- ※⑦ 閲覧等をした職員が戸籍法上で理由を問わずに戸籍の証明書の交付の請求が可能な直系尊属及び直系卑属をいう。
- ※①～⑤は、閲覧等をした職員が戸籍法上で理由を問わずに戸籍の証明書の交付の請求が不可能な対象範囲。
- ※⑥～⑧は、閲覧等をした職員が戸籍法上で理由を問わずに戸籍の証明書の交付の請求が可能な対象範囲。

2 目的について

- ※A a 「興味本位」とは、職員が「興味本位」と申告し、外部監察チームによる評価も「興味本位」であった申告をいう。
- ※A b 「個人的利用(自己都合)」とは、「個人的な事情で閲覧等の必要が生じた」と当該職員が申告し、外部監察チームによる評価も「個人的利用」であった申告をいう。
- ※A c 「外部監察チームが業務外が相当とするもの」とは、外部監察チームによる評価が職員の申告内容と異なった申告をいう。
- ※B 「研修として許容されると誤信していた」とは、職員が戸籍情報システムの操作確認・習熟や戸籍届書等処理のために戸籍情報を参考にしていた等の申告をいう。
- ※C a 「市民からの問い合わせ」とは、「市民対応に際し既定の手続きを踏まず、戸籍情報の閲覧等を行った」とする申告をいう。
- ※C b 「住民基本台帳事務等他業務」とは、「戸籍事務以外の住民基本台帳事務等の事務を行う際に、既定の手続きを踏まず、戸籍情報の閲覧等を行った」とする申告をいう。
- ※C c 「システム稼働確認」とは、「プリンタ等障害時の保守後の稼働確認の際に、既定の手続きを踏まず、戸籍情報の閲覧等を行った」とする申告をいう。

対象者	評価	A 業務外									B 研修として許容されると誤信していた		C 業務上許されると誤信していた								合計			
		小計		内訳							小計		小計		内訳						のべ数	実人数		
		のべ数		a 興味本位	b 個人的利用	○外部監察チームが業務外が相当とするもの				のべ数	のべ数	e 市民からの問い合わせ	b 住基事務等他業務	○システム稼働確認		d その他								
I	① 著名人	6	5	4	4	0	0	2	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	7	6	6
	② 不特定者	2	2	2	2	0	0	0	0	44	43	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	47	46	40
	③ 特定市民	0	0	0	0	0	0	0	0	20	19	6	5	2	2	4	3	0	0	0	0	26	24	19
	④ 職員・知人	34	17	20	9	0	0	14	8	2	2	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	37	20	19
	⑤ 親族	13	11	4	3	9	8	0	0	21	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	28	19
	小計	のべ数	55	35	30	18	9	8	16	9	87	81	9	8	4	4	4	3	0	0	1	1	151	124
	実人数	—	28	—	13	—	8	—	9	—	54	—	8	—	4	—	3	—	0	—	1	78		—
II	⑥ 本人	24	23	5	5	19	18	0	0	84	81	6	6	4	4	0	0	2	2	0	0	114	110	101
	⑦ 直系尊属・卑属	36	31	8	8	28	23	0	0	53	48	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	89	79	56
	⑧ 配偶者	1	1	1	1	0	0	0	0	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	8	6
	小計	のべ数	61	55	14	14	47	41	0	0	144	136	6	6	4	4	0	0	2	2	0	0	211	197
	実人数	—	37	—	9	—	30	—	0	—	92	—	6	—	4	—	0	—	2	—	0	124		—
合計	延べ数	116	90	44	32	56	49	16	9	231	217	15	14	8	8	4	3	2	2	1	1	362	321	—
	実数(計)	—	55	—	18	—	34	—	9	—	128	—	14	—	8	—	3	—	2	—	1	171		—

【凡例】

1 対象者について

- ※② 「不特定者」とは、戸籍データベースに登録された大阪市に本籍を有する者から、生年月日等によって無作為に選択された者をいう。
- ※③ 「特定市民」とは、戸籍データベースに登録された大阪市に本籍を有する者から、任意に選択された者をいう。
- ※④ 「職員、知人等」とは、閲覧等をした職員の上司や同僚、知人、友人をいう。
- ※⑤ 閲覧等をした職員が戸籍法上で理由を問わずに戸籍の証明書の交付の請求が不可能な親族をいう。
- ※⑦ 閲覧等をした職員が戸籍法上で理由を問わずに戸籍の証明書の交付の請求が可能な直系尊属及び直系卑属をいう。
- ※①～⑤は、閲覧等をした職員が戸籍法上で理由を問わずに戸籍の証明書の交付の請求が不可能な対象範囲。
- ※⑥～⑧は、閲覧等をした職員が戸籍法上で理由を問わずに戸籍の証明書の交付の請求が可能な対象範囲。

2 目的について

- ※A a 「興味本位」とは、職員が「興味本位」と申告し、外部監察チームによる評価も「興味本位」であった申告をいう。
- ※A b 「個人的利用(自己都合)」とは、「個人的な事情で閲覧等の必要が生じた」と当該職員が申告し、外部監察チームによる評価も「個人的利用」であった申告をいう。
- ※A c 「外部監察チームが業務外が相当とするもの」とは、外部監察チームによる評価が職員の申告内容と異なった申告をいう。
- ※B 「研修として許容されると誤信していた」とは、職員が戸籍情報システムの操作確認・習熟や戸籍届書等処理のために戸籍情報を参考にしていった等の申告をいう。
- ※C a 「市民からの問い合わせ」とは、「市民対応に際し既定の手続きを踏まず、戸籍情報の閲覧等を行った」とする申告をいう。
- ※C b 「住民基本台帳事務等他業務」とは、「戸籍事務以外の住民基本台帳事務等の事務を行う際に、既定の手続きを踏まず、戸籍情報の閲覧等を行った」とする申告をいう。
- ※C c 「システム稼働確認」とは、「プリンタ等障害時の保守後の稼働確認の際に、既定の手続きを踏まず、戸籍情報の閲覧等を行った」とする申告をいう。

3 出力

対象者	評価	A 業務外								B 研修として許容されると誤信していた		C 業務上許されると誤信していた								合計						
		小計		内訳						小計		小計		内訳				のべ数	実人数							
		のべ数	実人数	a 興味本位	b 個人的利用	c 外部監察チームが業務外が相当とするもの	のべ数	実人数	のべ数	実人数	a 市民からの問い合わせ	b 住民基本台帳事務等他業務	c システム稼働確認	d その他	のべ数	実人数										
I	① 著名人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	② 不特定者	0	0	0	0	0	0	0	0	13	13	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	14	14	11
	③ 特定市民	0	0	0	0	0	0	0	0	11	10	4	3	1	1	3	2	0	0	0	0	0	0	15	13	10
	④ 職員・知人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	⑤ 親族	2	2	0	0	2	2	0	0	9	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	7	4
	小計	2	2	0	0	2	2	0	0	33	28	5	4	2	2	3	2	0	0	0	0	0	0	40	34	—
	実人数	—	2	—	0	—	2	—	0	—	17	—	4	—	2	—	2	—	0	—	0	—	0	—	26	—
II	⑥ 本人	1	1	0	0	1	1	0	0	20	19	2	2	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	23	22	19
	⑦ 直系尊属・卑属	10	6	0	0	10	6	0	0	12	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	18	10
	⑧ 配偶者	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	2
	小計	11	7	0	0	11	7	0	0	35	34	2	2	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	48	43	—
	実人数	—	3	—	0	—	3	—	0	—	22	—	2	—	0	—	0	—	2	—	0	—	0	—	21	—
合計	延べ数	13	9	0	0	13	9	0	0	68	62	7	6	2	2	3	2	2	2	0	0	0	88	77	—	
	実数(計)	—	3	—	0	—	3	—	0	—	36	—	6	—	2	—	2	—	2	—	0	—	0	—	42	—

【凡例】

1 対象者について

- ※② 「不特定者」とは、戸籍データベースに登録された大阪市に本籍を有する者から、生年月日等によって無作為に選択された者をいう。
- ※③ 「特定市民」とは、戸籍データベースに登録された大阪市に本籍を有する者から、任意に選択された者をいう。
- ※④ 「職員、知人等」とは、閲覧等をした職員の上司や同僚、知人、友人をいう。
- ※⑤ 閲覧等をした職員が戸籍法上で理由を問わずに戸籍の証明書の交付の請求が不可能な親族をいう。
- ※⑦ 閲覧等をした職員が戸籍法上で理由を問わずに戸籍の証明書の交付の請求が可能な直系尊属及び直系卑属をいう。
- ※①～⑤は、閲覧等をした職員が戸籍法上で理由を問わずに戸籍の証明書の交付の請求が不可能な対象範囲。
- ※⑥～⑧は、閲覧等をした職員が戸籍法上で理由を問わずに戸籍の証明書の交付の請求が可能な対象範囲。

2 目的について

- ※A a 「興味本位」とは、職員が「興味本位」と申告し、外部監察チームによる評価も「興味本位」であった申告をいう。
- ※A b 「個人的利用(自己都合)」とは、「個人的な事情で閲覧等の必要が生じた」と当該職員が申告し、外部監察チームによる評価も「個人的利用」であった申告をいう。
- ※A c 「外部監察チームが業務外が相当とするもの」とは、外部監察チームによる評価が職員の申告内容と異なった申告をいう。
- ※B 「研修として許容されると誤信していた」とは、職員が戸籍情報システムの操作確認・習熟や戸籍届書等処理のために戸籍情報を参考にしていた等の申告をいう。
- ※C a 「市民からの問い合わせ」とは、「市民対応に際し既定の手続きを踏まず、戸籍情報の閲覧等を行った」とする申告をいう。
- ※C b 「住民基本台帳事務等他業務」とは、「戸籍事務以外の住民基本台帳事務等の事務を行う際に、既定の手続きを踏まず、戸籍情報の閲覧等を行った」とする申告をいう。
- ※C c 「システム稼働確認」とは、「プリンタ等障害時の保守後の稼働確認の際に、既定の手続きを踏まず、戸籍情報の閲覧等を行った」とする申告をいう。